（登録認定機関の登録の更新）

第六条　［略］

2　第五条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（技術基準適合認定のための審査等）

第八条　［略］

2　登録認定機関は、別表第一号の試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

［一　略］

二　受託者が法別表第三に掲げる測定器等であって、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（第五条の二の測定器その他の設備にあっては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

［三～七　略］

［3～7　略］

（帳簿）

第十五条　法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～五　略］

六　技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日（当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であって、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。）及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

［七・八　略］

［2・3　略］

（技術基準適合認定のための審査等）

第二十七条　［略］

2　承認認定機関は、別表第一号の試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

［一　略］

二　受託者が法別表第三に掲げる測定器等であって、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（第五条の二の測定器その他の設備にあっては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

［三～七　略］

［3～7　略］

（帳簿）

第三十二条　法第百四条第四項において準用する法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～五　略］

（登録認定機関の登録の更新）

第六条　［同上］

2　前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（技術基準適合認定のための審査等）

第八条　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　受託者が法別表第三に掲げる測定器等であって、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

［三～七　同上］

［3～7　同上］

（帳簿）

第十五条　［同上］

［一～五　同上］

六　技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

［七・八　同上］

［2・3　同上］

（技術基準適合認定のための審査等）

第二十七条　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　受託者が法別表第三に掲げる測定器等であって、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

［三～七　同上］

［3～7　同上］

（帳簿）

第三十二条　［同上］

［一～五　同上］